

PSJ 予測統計値の集計・発表要領

平成 18 年 4 月

(平成 19 年 5 月改訂)

(令和 3 年 7 月 30 日改訂)

日本証券業協会

1. 目的

本要領は、MBS (Mortgage Backed Securities) の標準期限前償還 (Prepayment Standard Japan) モデルの普及促進策の一環として実施する PSJ 予測統計値の集計・発表等の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 定義

- (1) 公庫 MBS 証券化支援事業及び既往債権の証券化事業として住宅金融公庫が発行したパススルーの性質を有する財投機関債「貸付債権担保住宅金融公庫債券」をいう。
- (2) 機構 MBS 証券化支援事業及び既往債権の証券化事業として独立行政法人住宅金融支援機構が発行するパススルーの性質を有する財投機関債「貸付債権担保住宅金融支援機構債券」をいう。
- (3) PSJ モデル 平成 18 年 4 月 24 日に本協会が導入した標準期限前償還 (Prepayment Standard Japan) モデルをいう。
- (4) PSJ 予測値 会員が独自に予測する公庫 MBS の期限前償還率について、PSJ モデル (標準モデル) に換算した値をいう。
- (5) 機構 MBS 引受主幹事候補会社 独立行政法人住宅金融支援機構が定める引受主幹事候補会社選定基準を満たした会社をいう。

3. 報告参加会員の指定基準等

- (1) 本協会は、次の各号に掲げる基準 (以下、「指定基準」という。) をすべて満たすことを確認した場合には、当該会員を報告参加会員として指定するものとする。
 - 一 PSJ 予測統計値発表制度の趣旨を理解し、公庫 MBS 及び機構 MBS の全銘柄 (発行条件が決定した発行日前の銘柄を含む。以下同じ。) の PSJ 予測値を報告する意思があること
 - 二 公庫 MBS 及び機構 MBS の店頭売買業務等に精通していると認められること (本号については、当面の間、3. (2) 第二号を満たすことにより、本要件を充足したものとみなす。)
 - 三 PSJ 予測値報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること
- (2) 本協会は、報告参加会員になろうとする会員が前項各号に掲げる指定基準を満たすこ

とについて、それぞれ次に掲げる事項により確認することとする。

- 一 **3.** (1) 第一号について、会員が、別紙様式 1「PSJ 予測値報告参加会員届出書」における必要事項をすべて記入のうえ本協会に提出していること
 - 二 **3.** (1) 第二号について、会員が、①報告開始希望日の属する年度（4月1日～翌年3月31日）の前年度において公庫 MBS 若しくは機構 MBS の引受け実績があること、又は②報告開始希望日の属する年度において独立行政法人住宅金融支援機構の選定する機構 MBS 引受主幹事候補会社であること
 - 三 **3.** (1) 第三号について、会員が、別紙様式 2「報告業務フロー兼報告担当者等届出書」を本協会に提出していること
- (3) 本協会は、報告参加会員が **3.** (1) 各号に掲げる指定基準を満たさないことを確認した場合には、当該報告参加会員の指定を解除するものとする。また、報告参加会員から当該会員が PSJ 予測値の報告を辞退しようとする日の 1ヶ月前の日までに、所定の様式により、本協会に届出があった場合には、本協会は当該会員が報告を辞退しようとする日をもって、当該報告参加会員の指定を解除するものとする。

4. PSJ 予測値の本協会への報告方法等

- (1) 報告参加会員は、毎月 1 日及び 15 日（当日が休業日の場合は、その翌営業日）の正午までに、報告日の前営業日の午後 3 時現在における次の各号に掲げる自社の PSJ 予測値（小数点第 3 位以下を四捨五入した小数点第 2 位までの数値）を、本協会所定のフォーマットにすべて入力の上、本協会双方向 WAN 機能を利用し、本協会に報告するものとする。
 - 一 報告日の前営業日午後 3 時時点における公庫 MBS 及び機構 MBS 全銘柄についての報告参加会員の PSJ 予測値
 - 二 報告日の前営業日午後 3 時時点におけるイールドカーブが上下に 50bp、100bp、200bp 及び 300bp ずつ平行シフトしたと仮定する場合における公庫 MBS 及び機構 MBS 全銘柄についての報告参加会員の PSJ 予測値
- (2) 報告参加会員は、PSJ 予測値の報告に当たって、**4.** (1) に規定する報告時限を遵守し、自社における公庫 MBS 及び機構 MBS 全銘柄についての適正な PSJ 予測値を本協会に対して報告するものとする。
- (3) 報告参加会員は、システム障害又は災害等やむを得ない事情があった場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、PSJ 予測値の報告を行わないことができるものとする。

5. PSJ 予測統計値の発表

- (1) 本協会は、市場参加者による公庫 MBS 及び機構 MBS の投資価値分析等の参考に資するため、毎月 1 日及び 15 日の翌営業日（当該 1 日又は 15 日が休業日の場合は、その翌々営業日）の午後 4 時頃を目途に、本協会ホームページにおいて所定の様式により **6.** に定める PSJ 予測統計値を発表するものとする。

- (2) 本協会は、4. (1) に定める報告を行った報告参加会員名を発表する。
- (3) 本協会は、システム障害又は災害等やむを得ない事情があった場合には、6. に規定する PSJ 予測統計値の発表を延期又は取りやめることができるものとする。

6. PSJ 予測統計値の種類及び算出方法

- (1) 本協会が発表する PSJ 予測統計値は、次に掲げる値とする。
 - 一 平均値
報告参加会員から報告を受けた PSJ 予測値の平均値
 - 二 中央値
報告参加会員から報告を受けた PSJ 予測値の中央値
(注) 「中央値」とは、PSJ 予測値を大きい順又は小さい順に並べた場合に、その中央に位置する値。ただし、報告された値が偶数個の場合は、真中の 2 つの値の平均値とする。
 - 三 最高値
報告参加会員から報告を受けた PSJ 予測値の最高値
(注) イールドカーブが上下に平行シフトすると仮定した場合の値は発表対象外とする。
 - 四 最低値
報告参加会員から報告を受けた PSJ 予測値の最低値
(注) イールドカーブが上下に平行シフトすると仮定した場合の値は発表対象外とする。
- (2) PSJ 予測統計値は、小数点第 2 位（小数点第 3 位以下は四捨五入）まで表示する。
- (3) 6.(1)に規定する PSJ 予測値は、4. (1) に定める報告が行われた報告参加会員における PSJ 予測値に基づき算出するものとする。

7. 本要領の改廃

本要領の改廃は、すべての報告参加会員により構成される「PSJ 予測統計値運営協議会」において決定するものとする。

以 上